

## つくば市立図書館資料収集及び保存に関する方針

決裁 平成27年3月18日

(趣旨)

第1条 この方針は、つくば市立図書館条例施行規則第8条の規定に基づき、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集、保存及び廃棄に関し、必要な事項を定める。

(収集の基本)

第2条 図書館は、人間活動のあらゆる面に係わる資料を収集及び提供することにより、学校教育を含む生涯にわたる学習を支援する公共機関である。このような観点に立って、市民の要求に応えられる資料の充実及び確保を図るため、図書館の資料収集における基本的な考え方を次のとおりとする。

- (1) 乳幼児から高齢者まで幅広い年代層にわたる利用者からの多様な要望に対応できるように、標準的な資料を中心にして、市民の学習、教養及び娯楽等に資するとともに、基礎的な専門調査に耐えうる資料を収集する。
- (2) 中央図書館、自動車図書館及び地域交流センター図書室とのネットワークを考慮し、図書館全体として体系的な資料収集を行う。

(収集の方針)

第3条 前条の規定に基づく資料収集の方針は次のとおりとする。

- (1) 図書館法の理念にふさわしい資料を収集する。
- (2) 市民の生涯にわたる多様な要求に十分対応できるような資料を収集する。
- (3) 国際都市つくばにふさわしい資料を収集する。
- (4) 地域資料を網羅的に収集する。
- (5) つくばのまちづくりに係わる資料を収集する。

(収集の留意)

第4条 資料の収集に当たっては、法の規定を順守し、特に次のことに留意する。

- (1) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く

収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にかかわらず多様な資料を収集する。

(3) 図書館職員の個人的な関心や好みによる収集は厳に慎むものとする。

(4) 個人及び各種団体からの圧力又は干渉に左右されずこの方針により資料を収集する。

(5) 次の資料は原則として収集しないものとする。

ア 人権への配慮に欠ける資料

イ 特定の機関、個人、団体の宣伝となる資料

ウ 特定の機関、個人、団体を中傷するような資料

エ 公序良俗に著しく反する、又は犯罪を助長するような資料

オ 性的表現が過激な資料

(6) 次の資料の収集に当たっては、十分検討する。

ア 特殊装備の資料及び、形態が複雑な資料

イ 取得価格が著しく高額な資料

(他館との連携)

第5条 資料の収集に当たっては、県立図書館及び県内公共図書館等との連携，協力を努める。

(収集の基準)

第6条 資料収集の基準は次のとおりとする。なお、詳細は別表1のとおりとする。

(1) 一般図書 各分野の資料を基本的なものを中心に幅広く収集する。また、主催事業に関連する資料は積極的に収集する。

(2) 児童図書 乳幼児から小学生（以下「児童」という。）を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準ずものとする。また、学校図書館との連携を深めるために次の資料を収集する。

ア 調べ学習を支援する資料

イ 学校教育を補い、自学自習を促す資料

ウ 児童が読書の楽しみを享受できる資料

エ 団体貸出しの要望に応えるために適切な数の複本

(3) ヤングアダルト図書 一般図書の収集基準に準じ、主に中高生のための資料を幅広く収集する。あわせて、進学及び就職に役立つ資料も収集する。

(4) 視聴覚資料 幅広い年代からの利用に応えられるように図書収集基準に準じ、次のものを収集する。

ア デジタル・ヴァータイル・ディスク (DVD)

イ コンパクトディスク (CD)

ウ その他の視聴覚資料

(5) 参考図書 調査・研究の参考となるための資料として、辞典、事典、年鑑、白書、統計書、目録等を幅広く収集する。

(6) 地域資料 つくば市関連の資料を中心に収集する。

(7) 市政資料 つくば市が発行した行政資料は全て収集する。

(8) 逐次刊行物 各分野の雑誌を基本的なものを中心に幅広く収集する。また、新聞は主要全国紙及び茨城県内地方紙を中心に外国語新聞等も収集する。ただし、漫画雑誌は収集しないものとする。

(9) 障害者用資料 図書館の利用に支障のある人が利用しやすいように主に次の資料を収集する。

ア 録音図書

イ 点字図書、点字絵本及び点字雑誌

ウ 大活字図書

(10) 外国語図書 外国で出版された基本的な資料及び外国語で書かれた日本に関する資料は、できる限り多様な言語で収集する。

(11) その他 次の資料を収集する。

ア 地図

## イ 電子情報資料

### (寄贈資料等)

第7条 寄贈資料等は，寄贈及び寄託資料とし，次のとおりとする。

- (1) 地域資料及び市政資料
- (2) つくば市と特に係わりの深い資料
- (3) 外国語図書

### (資料の保存)

第8条 図書館が収集した資料の保存年数は別表2のとおりとし，受入日から起算する。

### (資料の除籍)

第9条 図書館が収集した資料は，前条の規定による保存年数を経過後に除籍する。

ただし，次に掲げる場合は，前条の規定にかかわらず除籍することができる。

- (1) 汚損及び破損 汚損若しくは破損が甚だしく補修できない資料又は補修する価値がないと認められた資料
- (2) 亡失及び不明 蔵書点検により3回連続して所在が不明な資料又は，災害時の事故により所在不明若しくは利用不能となった資料
- (3) 利用者の不明 貸出資料のうち，度重なる督促手続にもかかわらず，利用者が所在不明となり，最終督促日から3年以上経過した資料
- (4) 長期延滞 貸出資料のうち，度重なる督促手続にもかかわらず，返却期限から3年以上経過した未返却資料
- (5) 不用 数値や内容等の変化に伴い，利用に耐えられなくなった資料，最新版若しくは同一主題より優れた資料との代替が可能な資料又は今後利用の見込みが少ない複本資料

### (除籍等の留意)

第10条 除籍の際，必要特段の留意をもって判断するものは次のとおりとする。

- (1) 地域資料及び市政資料
  - (2) 参考図書
  - (3) 全集及び叢書
  - (4) その他特に高価な資料又は資料的に価値があり保存が必要な資料
  - (5) 他の図書館から相互貸借で利用不可能な資料
  - (6) 保存年数を過ぎても、過去3年間のうちで貸出実績のある資料
- (除籍の手続)

第11条 除籍対象に該当する資料は、つくば市物品規則第23条の規定に基づき、所定の事務手続を経て除籍資料を決定する。ただし、新聞についてはこの限りではない。

2 除籍資料の決定後、原簿及び電子データ等に除籍した旨を記録する。

(資料の廃棄)

第12条 除籍資料の廃棄は、つくば市物品規則第24条の規定に基づき行うとともに、館印又はバーコードを抹消した後、次の順序を踏み廃棄資料の有効活用を図るものとする。ただし、視聴覚資料の廃棄に当たっては、著作権上から有効活用できないものとする。

- (1) つくば市立の施設への譲渡
- (2) 市民への譲渡

2 有効活用を図れなかった、又は図れない廃棄資料については、分別後、つくば市クリーンセンターへ持ち込み、廃棄する。

(その他)

第13条 この方針は、つくば市図書館条例施行規則第17条に規定する自動車図書館についても準用する。

第14条 この方針は、中央図書館とオンラインで結ばれている図書室についても準用する。ただし、寄贈資料等及び資料の除籍に関しては、所蔵数を勘案し、この

限りではない。

附 則

この方針は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 1 一般図書

- (1) 各分野の代表的な原典・入門書・解説書を重点的に収集する。
- (2) 新刊書を重点的に収集する。
- (3) 原則として単行本を中心に収集する。ただし、利用度の高いものは文庫本等も収集する。
- (4) 時事制・話題性のあるものは、積極的に収集する。
- (5) 専門書は、収集しない。専門的な資料は必要なものを収集する。
- (6) 美術書・貴重書・高価本といわれる類の図書についても、必要なものは極力収集する。
- (7) 叢書・全集は、十分検討し、収集する。
- (8) 形態上取扱いが困難なものは、十分検討し、収集する。
- (9) 大活字本は積極的に収集する。
- (10) 欠本の補充や汚破損本の更新に努める。
- (11) 人権・プライバシーを侵害するものは、原則として収集しない。
- (12) 学習参考書、各種試験問題集（解答集）については、参考業務に役立つ良質の資料に限り収集する。
- (13) 賭博的娯楽関係、火器銃砲関係、性生活関係の図書については、原則として収集しない。
- (14) 各分野毎に次の点に留意して収集する。

#### (総記)

ア 情報科学・コンピューターに関する資料は、最新の主要な機種について技術書・実用書も収集する。

イ CD-ROM 等が付録についているものも収集する。

ウ 図書館に関する資料は、積極的に収集する。

#### (哲学・宗教)

宗教は、客観的に書かれた資料をかたよりなく収集する。

(歴史・地理)

- ア 歴史は、各国（地域）・各時代にわたり幅広く収集する。
- イ 伝記は、各分野の代表的な人物を中心に、多様な視点から収集する。
- ウ 旅行案内・観光案内等は、最新で正確な資料を収集する。
- エ つくば市の姉妹都市に関する資料は、積極的に収集する。

(社会科学)

- ア 各国（地域）の政治・社会・文化事情に関する資料は、多様な視点から幅広く収集する。
- イ 政治団体等の著作物は、資料的価値の高いものを収集する。
- ウ 日常生活に係わる法律・税・年金等に関する資料は、実用書も含めて最新のものを収集する。
- エ 教育に関する資料のうち、教科書の手引等は収集しない。
- オ 風俗習慣・民俗学に関する資料は、各国（地域）にわたり収集する。

(自然科学)

最新の資料を積極的に収集する。

(技術・家政)

- ア 最新の資料を積極的に収集する。
- イ 家政学は実用書を中心に収集する。

(産業)

- ア 最新の情報を積極的に収集する。
- イ 実用書を中心に収集する。

(芸術)

- ア 鑑賞及び制作・実技に関する資料は、幅広く収集する。
- イ 絵画集・版画集・写真集は、資料的価値の高いものを収集する。
- ウ 楽譜は原則的に収集しない。

エ コミックとは別に単行本の漫画を収集する。

(言語)

ア 実用書を中心に幅広く収集する。

イ 語学図書の別売テープ等も収集する。

(文学)

ア 文学評論・作品研究・作家研究の資料を幅広く収集する。

イ 古典・ロングセラーは積極的に収集する。

ウ 詩歌は、評価の定まったものを中心に、鑑賞・理論・創作を含め幅広く収集する。

エ 文学作品（小説等）は積極的に幅広く収集する。

(外国語資料)

各分野・各言語の資料を、実用書も含め幅広く収集する。

## 2 児童図書

(1) 子どもの発達段階に応じた各分野の資料を、幅広く収集する。

(2) 原則として複本を用意する。

(3) 各種課題図書、推薦図書を収集する。

(4) 欠本の補充や汚破損本の更新に努める。

(5) 学習参考書・問題集等は、原則として収集しない。

(6) 付録のある資料の収集に当たっては、十分検討する。

(7) 各分野毎に、次の点に留意して収集する。

(ノンフィクション)

ア 内容が正確で分かりやすい資料を収集する。

イ 最新の資料を積極的に収集する。

ウ 各分野にわたり幅広く収集する。

(文学)

ア 定評のある資料は積極的に収集する。

イ 原作を要約した資料の収集に当たっては十分に検討する。

(絵本)

ア 基本図書又は基本的図書を積極的に収集する。

イ 原作を要約した資料の収集に当たっては、十分に検討する。

ウ しかけ絵本・付録付の絵本の収集に当たっては、十分に検討する。

(紙芝居)

ア 紙芝居の特徴を十分いかした資料を収集する。

イ 生活や行事をテーマにしたものは、積極的に収集する。

ウ 特殊な形態の資料は収集しない。

(外国語資料)

文学・絵本を中心に、各言語の資料を収集する。

(その他)

各分野の必要なブックリスト、名著リスト等を収集する。

### 3 ヤングアダルト図書

(1) 「今」の社会現象を適切に捉え、関心の高い、生活や娯楽のための情報を主題とした資料を幅広く収集する。

(2) ヤングアダルトの学校生活及び家庭生活の中で直接・間接に役立つ資料を収集する。

(3) ヤングアダルトを主たる対象に出版された資料を特に留意して収集する。

(4) 各分野毎に次の点に留意して収集する。

(生活)

・ 性・進路等、思春期にまつわる問題についての資料を収集する。

(趣味・娯楽)

常に話題性のあるものを収集するよう心がける。

(文学)

ヤングアダルトを対象としている小説を幅広く収集する。

(コミックス)

ア 現在広く読まれている漫画を中心に収集する。

イ 性的、暴力的な描写の強いものに関しては、極力収集しない。

#### 4 視聴覚資料

(1) 活字資料では提供できない世界を音声や映像によって再現した内容のものを収集する。特に、音楽、演劇、科学映像、紀行等の資料は積極的に収集する。

(2) 茨城県に関する資料を積極的に収集する。

(3) 破損等の資料の補充に努める。

(4) 各形態毎に、次の点に留意して収集する。

ア 風紀上好ましくないものについては、収集しない。

イ 商業的及び政治的な宣伝意図の顕著なものは、収集しない。

ウ 社会的悪影響を及ぼすおそれのあるものは、収集しない。

エ 次の分野の資料を幅広く収集する。

芸術、スポーツ、生活、記録、自然、教育、語学、児童

オ 劇映画については、次の点に留意して収集する。

(ア) 主要な映画作家の主要な作品を収集する。

(イ) 芸術性、文化性及び娯楽性を考慮し収集する。

(ウ) 記録映画及び社会問題を扱った作品を収集する。

(エ) 各種の映画祭等で評価された作品を積極的に収集する。

(オ) 外国映画は、原則的に字幕解説付のものを収集する。

(カ) 子ども向け外国映画は、日本語吹き替えのものを収集する。

カ アニメーションについては、次の点に留意して収集する。

(ア) 豊かな情操を養う作品を収集する。

(イ) 各年齢層を対象とした作品を幅広く収集する。

(ウ) 外国語の作品は、二か国語版、吹き替え版ともに購入する。

## 5 参考図書

- (1) 各分野の事典，辞典，便覧，図鑑，年表，年鑑，白書，地図帳，統計集，法規，書誌，索引，目録などを収集する。
- (2) 年鑑，白書等の定期刊行物は継続して収集する。
- (3) 所蔵資料の改訂版は原則として収集する。
- (4) 全国の電話帳を収集する。

## 6 地域・市政資料

- (1) つくば市に関する資料を積極的に収集する。
- (2) 茨城県に関する資料は，必要に応じて収集する。
- (3) 茨城県内出身又は茨城県内在住者の資料は，必要に応じて収集する。ただし，全国的に著名な人の全国規模の出版物は，原則として地域資料として扱わない。
- (4) 茨城県内の博物館・美術館等公共機関・大学及びつくば市内の研究機関・企業等の出版物を収集する。
- (5) 職員録，同窓会名簿等は原則として収集しない。

## 7 逐次刊行物

### (1) 雑誌

- ア 各分野で評価の定まっているものを調査し，幅広く収集する。
- イ 収集に当たっては内容を十分検討する。
- ウ 利用が多い雑誌は，必要に応じて複本をそろえる。
- エ 外国語雑誌は広く読まれているものを中心に収集する。
- オ 児童向け雑誌を収集する。

カ 地域の雑誌は、つくば市で刊行されているものを中心に収集する。

キ つくば市に立地する企業等に関する資料を収集する。

ク 雑誌の欠号は必要に応じて補充する。

ケ 次の資料は原則として収集しない。

(ア) 漫画雑誌

(イ) 学習雑誌

(ウ) アダルト物

## (2) 新聞

ア 主要全国紙は、一般に良く読まれているものを収集する。

イ 茨城県内地方紙等

(ア) つくばで刊行されているものを中心に収集する。

(イ) 広報誌・ミニコミ紙等は積極的に収集する。

ウ 夕刊紙，経済紙，スポーツ紙も必要に応じて収集する。

エ 官報及び県報を収集する。

オ 外国語で書かれた収集する。

カ 児童・青少年向け新聞を収集する。

キ 専門紙，業界紙及び政党機関紙は，必要に応じて収集する。

## 8 その他

### (1) 視覚障害者用資料

ア 録音図書・点字図書・点訳絵本・点字雑誌を収集する。

イ 収集に当たっては、「点字図書・録音図書全国総合目録」を参照し、他館での所蔵がないことを確認する。ただし、利用が多く見込まれるものについては、その限りではない。

ウ 点字図書は、主にフロッピーディスク形態のものを収集する。

### (2) マイクロフィルム

- ア 主要な全国紙を収集する。
- イ 主要な全国紙の茨城版を収集する。
- ウ その他，必要な資料を収集する。

### (3) 地図

- ア 2万5千分の1の国土地理院地図を収集する。
- イ 茨城県内の市町村住宅地図を収集する。
- ウ その他，特殊な地図は必要に応じて収集する。

### (4) 電子情報資料

- ア CD-ROM ソフトは，参考業務に活用できるものを収集する。
- イ CD-ROM ソフトの改訂版及び更新版は，原則として収集する。
- ウ その他の電子情報資料を必要に応じて収集する。

## 9 館外奉仕資料

自動車図書館は，図書館サービスの第一線であり，限られたスペースの中で，地域の特性や利用者の要求にあった最新の図書をそろえる必要があるため，次の点に留意して収集する。

### (1) 一般書

#### ア 文芸書

- (ア) 収集に当たっては，一般書の約半数を占めるように努める。
- (イ) ベストセラーや多くの利用者に好まれるものは，複本を用意する。
- (ウ) 外国文学は，十分検討して収集する。

#### イ 教養・実用書

- (ア) 家事・園芸・健康・旅行・教育，その他気軽に読めるものに重点をおき，収集する。
- (イ) 各分野の最新情報を幅広く収集するため，内容が一過性のものは，十分検討して収集する。

(ウ) 郷土資料は、十分検討して収集する。

ウ 原則として収集しない資料

(ア) 全集

(イ) 専門書

(ウ) 外国語資料

(エ) 大活字本

(オ) 取扱いが困難な変型本

## (2) 児童書

ア 読みものが、全蔵書の約半数を占めるように努める。

イ 子どもに好まれるものを中心に、複本を用意する。

ウ 紙芝居は利用の多いものを収集する。

エ 学校の教材として団体貸出の利用が見込まれるものは、積極的に複本を収集する。

## (3) 雑誌

自動車図書館では、原則として雑誌を収集しない。

別表 2 (第 8 条関係)

| 資 料   | 内 容   | 保存期間         |
|-------|---|--------------|
| 図 書   | 地域資料<br>市政資料  | 永 年          |
|       | 地理・紀行ガイドブック<br>参考資料のうち年鑑・白書等の逐次刊行図書                 | 5 年          |
|       | その他   | 10 年         |
| 新 聞   | 茨城県地方紙<br>朝日新聞・読売新聞・日本経済新聞・毎日新聞                     | 2 年          |
|       | その他<br>(オンラインで結ばれている図書室)                            | 1 年<br>(6 月) |
| 雑 誌   | 児童雑誌・図書館雑誌・美術雑誌・点字雑誌                                | 永 年          |
|       | 同じ内容が電子情報資料や図書資料で閲覧できる資料<br>最新の情報が求められる資料<br>外国語週刊誌 | 1 年          |
|       | その他   | 2 年          |
| 視聴覚資料 | 地域資料<br>市政資料  | 永 年          |
|       | その他   | 10 年         |